

# 令和8年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

令和8年3月30日 本部決定

## はじめに

中国地方整備局では、国土交通省で過去に発生した官製談合や収賄事案などを踏まえ、コンプライアンスの推進と内部統制の強化を図るため、「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置し、年度ごとにコンプライアンス推進計画を策定し、継続的にコンプライアンスの推進に取り組んでいるところである。

職務の遂行にあたっては、職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令や社会規範を遵守することの重要性を深く認識するとともに、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に応えるため、課題に向き合い、柔軟な発想力により国民(地域)の理解と協力を頂いた上で、組織に与えられた使命を果たしていくという意識を持って行動しなければならない。

本推進計画においては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識をより高いレベルで維持し、コンプライアンスを職場の隅々にまで浸透・定着させるため、これまでの取組に創意工夫を加えて、より効果的となるよう実施していくものとする。また、不正の芽を見逃さないためにも職員がコンプライアンスに関する気づきなどを気軽に周囲に相談しやすい風通しの良い職場環境づくりと、職員が誇りと働きがいを持って仕事を進めることができる職場環境づくりにも、より一層積極的に取り組んでいくものとする。

## 1 コンプライアンスの意識啓発

### (1) 発注者綱紀保持の周知徹底

#### ①職員に対する綱紀保持の周知徹底

国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について、コンプライアンス講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニング、各種会議等を通じて、周知徹底する。

また、発注情報に接する機会が多い本局及び事務所等の幹部職員に対しても、確実に周知徹底する。

#### ②事業者等との応接方法の徹底

事業者等との応接方法については、原則、受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応することを引き続き徹底する。

また、不当な働きかけを受けたときは、発注者綱紀保持マニュアルに従って適切な対応を行うことを引き続き徹底する。

#### ③入札談合にかかわった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

入札談合に対する違法性の認識を深めるため、コンプライアンス講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて、周知徹底を図る。

## (2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守について、コンプライアンス講座や倫理月間等の機会を通じて周知徹底する。

## (3) 公務員としての服務規律の周知徹底

国民全体の奉仕者としての使命を自覚し、高い倫理観を保持しつつ、職務上の行為に限らず勤務時間外も含め、服務規律を厳正に遵守する意識をより一層高めるため周知徹底を図る。

## (4) ハラスメント防止の周知徹底

セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントは、人事院規則等に抵触することに加え、職場の人間関係の悪化、士気の低下並びにコンプライアンス推進の妨げに及ぶなど、職場全体に与える影響が大きく、ひいては公務の信頼性を失墜させることになりかねないことから、ハラスメント防止について、コンプライアンス講座やハラスメント防止週間等の機会を通じて周知徹底を図る。

## (5) 事業者に対する発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組についての協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組や、コンプライアンス推進計画について、ホームページや会合等を通じて、事業者、事業者団体等に協力を依頼する。

また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組の協力依頼文書を同封し、協力を依頼する。

## 2 職員のコンプライアンス意識の醸成のための取組

職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。なお、実施にあたっては、他整備局との情報交換を行って好事例の収集に努め、より効果的に実施できるよう工夫する。

また、局長をはじめ事務所等の組織のトップは、機会を捉え、直接、職員にコンプライアンスについてメッセージを発信する。

### (1) コンプライアンス講座の実施

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員または各事務所等のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

講義では、実際に発生した不祥事案(民間事例等を含む)を取り上げて、職員がコンプライアンスを自分のこととして受け止めることができるようにする。

## (2) 外部講師によるコンプライアンス講習会の実施

### ①全職員を対象とするコンプライアンス講習会

全職員を対象に、コンプライアンスの知識をより深め、また社会的な要請を理解させることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

### ②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養い、マネジメント力の強化を図ることを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を本局主導により実施する。

また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

## (3) 職員研修におけるコンプライアンス講義の実施

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設け、各階層に応じた、効率的・効果的な内容により実施する。

## (4) コンプライアンス・ミーティングの実施

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを年3回以上、全職員を対象に実施する。また、ミーティング結果の報告を義務付け、職員からの意見や質問に対してはフォローアップを行う。

## (5) eラーニングの実施

コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に、eラーニングを通じた自主学習を推進する。eラーニングでは、職員がより理解を深めることができるよう学習教材を工夫して、コンプライアンスに関する理解度テストや職員自らの行動等を確認するための行動・セルフチェックを行う。

## (6) コンプライアンス違反に関する情報提供

コンプライアンス意識の啓発を促すことを目的に、他機関で実際に発生した不祥事に関する情報を、イントラネット、メール、諸会議等を通じて、職員が自分のこととして考える機会となるよう定期的に提供する。

## (7) コンプライアンス遵守メッセージ表示の発信

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンに、表示内容を工夫しながらコンプライアンス遵守メッセージや抜き打ちテストを表示する。

## (8) コンプライアンス・ハンドブックの配布と活用

日々の行動の中で、疑問に直面したときの対応を確認するために、基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを全職員に配付し、活用を促す。

また、最新の話題や事例等が反映されるよう事例集の内容を充実させる。

### 3 事務所のコンプライアンス指導者の育成

各事務所等におけるコンプライアンス推進活動を計画的かつ着実に実施するため、事務所副所長及び課長等をコンプライアンス指導者として育成するとともに、研修等の受講者が事務所等の研修会や勉強会の講師等を務めるなど、受講成果のフィードバックを図る。

#### (1) 管理職（副所長）研修の実施

事務所等においてコンプライアンス推進の中心的な役割を担うべき副所長を対象として、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養い、マネジメント力の強化を図ることを目的として、管理職（副所長）研修のカリキュラムの内に、コンプライアンス指導者育成の講義等を設ける。

#### (2) コンプライアンス（課長等）セミナーの実施

事務所等においてコンプライアンス推進の実務的な役割を担う課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上及びマネジメント力の強化を図ることを目的に、コンプライアンス（課長等）セミナーを実施する。

#### (3) 国土交通大学校主催によるコンプライアンス指導者養成研修の受講

コンプライアンスの徹底にかかる知見を修得し、指導者として必要な能力の向上を図ることを目的として事務所副所長級を対象として実施される、国土交通大学校主催「コンプライアンス指導者養成研修」に若干名参加させ受講するものとする。

### 4 情報管理の徹底と不正が発生しにくい入札契約手続きの執行

#### (1) 情報管理の徹底

発注事務に関する秘密情報について、発注者綱紀保持マニュアルで定める情報管理のルールに従い、文書は施錠箇所管理し、データはフォルダのアクセス制限及びファイルのパスワード設定等のセキュリティを強化した上で管理することとし、引き続き情報管理の徹底を図る。

また、入札・契約手続運営委員会（技術審査会等を含む）の審議資料は、入札参加事業者名のマスキングを徹底し、特定の事業者に対する不公正な評価の防止を図る。

さらに、秘密情報の適切な管理を行うために、情報管理のルール及び情報管理整理役職表を適時適切に更新し、職員に取り扱える情報の範囲等について周知徹底するとともに、情報管理責任者は少なくとも毎年1回、ルールに基づく情報管理の状況について点検を行うものとする。

#### (2) 技術資料と入札書の同時提出の継続

技術評価点及び予定価格の情報漏洩を防止するため、施工能力評価型を適用するすべての工事を対象に、技術資料と入札書の同時提出を引き続き実施する。



### (3) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の継続

工事発注にあたり、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を継続し、各々の情報を取り扱う者を限定し、情報が漏洩しないよう管理を徹底する。

### (4) 技術提案書の厳格な情報管理の徹底

入札参加者から提出された技術提案書の情報管理の重要性を発注担当職員に十分に認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の確実な送達、事務所等における技術提案書の厳格な情報管理、保存期間満了後の処分等について徹底する。

### (5) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

年間を通じた応札状況の透明化を図るため、事務所等が契約した一般土木工事(C等級)及び港湾土木工事(B等級)の各月・各年度の平均落札率、業者別年間受注額・受注割合等について事務所ごとに整理し、本局及び事務所等のホームページで公表する。

## 5 コンプライアンス関係の通報・相談窓口の活用

コンプライアンスに関する通報・相談窓口への報告は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、報告した職員は、報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことについて周知を行い、職員が報告しやすくするよう取り組む。

そのために、報告先などをより分かりやすく記載した「コンプライアンス(倫理)携帯カード」を、全職員に配付し、活用を促す。

また、報告があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの報告の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

なお、通報・相談窓口は、発注者綱紀保持に関する報告のほか、国家公務員法、国家公務員倫理法等違反に関する報告の窓口としても活用するものとし、職員が報告しやすいよう、定期的に行政パソコンに通報・相談窓口のお知らせメッセージを表示し、周知を図る。

## 6 風通しの良い職場づくりの推進

コンプライアンスを推進していくためには、風通しの良い職場であることが重要である。職場内で職員が相互に協力し合い、コミュニケーションを図ることにより、悩みや不安、コンプライアンスに関する気づきなどを気軽に相談できる、風通しの良い職場づくりを積極的に取り組むこととする。

職員は、上司や同僚に対する「報告・連絡・相談」をためらわず行うように努め、とりわけネガティブ情報は不正の芽を摘むためにもひとりで悩まず早めに報告等を行い、報告等を受けた上司は「お・ひ・た・し(怒らない・否定しない・助ける・指示する)で対応することを心がける。

## 7 推進計画の年間計画の策定と実施状況の確認

### (1) 年間実施基本計画の策定

推進本部は、コンプライアンスの取組に関する年間実施基本計画を策定し、当該年度の4月末までに推進責任者等に通知する。

### (2) 内部監査の実施

令和8年度一般監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況について内部監査を実施する。

### (3) 推進本部によるモニタリング

推進本部は、推進本部定例会議において、推進責任者等から取組状況等の報告を受け、モニタリング及びフォローアップを行い、各事務所等と取組事例の情報共有を実施する。